

議案第79号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

令和5年11月30日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市総合福祉センターもえの丘の指定管理者を指定するため必要があるからである。

北名古屋市総合福祉センターもえの丘指定管理者

1 指定に係る施設の名称

北名古屋市総合福祉センターもえの丘

2 指定の相手方

北名古屋市西之保藤塚93番地

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会

会長 竹谷 久美子

3 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

施設及び法人の概要

1 施設の概要

(1) 名称

北名古屋市総合福祉センターもえの丘

(2) 所在地

北名古屋市熊之庄大畔48番地

(3) 敷地面積

5,357.00㎡

(4) 施設規模

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建

建築面積 3,179.94㎡

延べ床面積 4,172.00㎡

(5) 施設内容

地域ふれあいセンター、地域福祉センター及び高齢者健康センター

(6) 開館時間及び休館日

ア 開館時間

(ア) 日曜日及び月曜日 午前9時から午後5時まで

(イ) 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで

イ 休館日

毎月第3日曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

(7) 利用状況及び

令和4年4月から令和5年3月までの実績

利用人数 延べ53,667人

(8) 利用料

別紙のとおり

(9) 指定管理者制度導入年月日

平成20年4月1日

2 「社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会」の概要

(1) 主たる事務所

所在地 北名古屋市西之保藤塚93番地

(2) 目的

北名古屋市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とす

る。

(3) 組 織 (令和5年4月1日現在)

ア 会長 竹谷 久美子

イ 役員 理事13人、監事2人

ウ 職員 事務局長以下職員102人 (非常勤52人を含む。)

(4) 会員数 (令和5年4月1日現在)

一般会員 14,002件 賛助会員 55件 法人・事業所会員 481件

(5) 指定管理者としての実績

北名古屋市総合福祉センターもえの丘 平成20年4月1日から現在まで

別紙

利用料一覧

| 室名／使用区分 | 利 用 料 | | | | |
|------------|--------------------------------|---------------|----------------------------------|---------------|--------------|
| | 午前9時～ 正午又は 午後6時～ 午後9時 | 午後1時～ 午後5時 | 午前9時～ 午後5時又 は午後1時 ～午後9時 | 午前9時～ 午後9時 | 超過1時間 につき |
| ふれあい健康ルーム | 3,930円 | 5,240円 | 9,170円 | 14,410円 | 1,700円 |
| 休養室 | 1,350円 | 1,800円 | 3,150円 | 4,950円 | 580円 |
| 栄養指導室 | 1,440円 | 1,920円 | 3,360円 | 5,280円 | 620円 |
| ボランティア会議室 | 1,380円 | 1,840円 | 3,220円 | 5,060円 | 580円 |
| ボランティア会議室1 | 690円 | 920円 | 1,610円 | 2,530円 | 290円 |
| ボランティア会議室2 | 670円 | 900円 | 1,570円 | 2,530円 | 290円 |
| 研修室 | 780円 | 1,040円 | 1,820円 | 2,860円 | 330円 |
| 青空テラス | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 開館前及び閉館後については、市長が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。